

## 誓約書

- 1、商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2、商品券の使用対象にならない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- 3、商品券の再販をいたしません。
- 4、商品券の偽造・悪用はいたしません。
- 5、商品券を紛失・破損した場合、すべて自己責任とします。
- 6、商品券の利用期間中【令和6年3月1日（金）～令和6年5月31日（金）】は、取扱店舗として事業に参加し、店頭または店内にポスター等を掲示し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- 7、商品券の取扱い、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容について遵守します。
- 8、商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9、商品券の取扱いに関して、北杜市からの立入検査、改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10、店舗名（事業所名）・所在地・電話番号・業種の公表（市HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11、登録する事業所・店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する営業を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者』ではありません。

**※誓約書記載事項を必ずご確認ください。記載内容に同意の上、取扱店舗登録申請をお願いいたします。**